

第 2 7 回 定 例 総 会
議 事 録

期 日

令和 7 年 1 0 月 1 5 日 開 会

令和 7 年 1 0 月 1 5 日 閉 会

米 沢 市 農 業 委 員 会

令和7年10月15日（水）午前9時27分 米沢市農業委員会第27回定例総会を米沢市役所庁議室に招集した。

出席委員（19名）

1番	小関善隆	委員	8番	樋渡由美	委員	15番	長谷部吉雄	委員
2番	我彦正福	委員	9番	高山吉典	委員	16番	相田市三郎	委員
3番	山王堂民榮	委員	10番	遠藤伊一	委員	17番	伊藤俊浩	委員
4番	佐藤政和	委員	11番	小関敏弘	委員	18番	鈴木晃子	委員
5番	宮崎雅文	委員	12番	橋本政美	委員	19番	桐澤林右衛門	委員
6番	木村彰博	委員	13番	古畑功一	委員			
7番	鈴木和義	委員	14番	佐藤利夫	委員			

欠席通告委員（なし）

遅刻通告委員（なし）

農業委員以外の出席者（なし）

会議に出席した事務局職員（6名）

事務局 長	相田悦志
事務局 長補佐兼農地主査	宮原 功
農政 振興主査	高世 琢
主 査	丸田 淳
主 査	瀧口圭史
主 任	須貝祐太

会議に付議した事項

1. 提出議題

報第1号 非農地証明の報告について

報第2号 農地法第5条の規定による申請に対する許可処分について

報第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

2. その他

- ・ 農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に関する要項の見直しについて

開 会 午前9時27分

高世主査 これより第27回米沢市農業委員会定例総会を開会いたします。
初めに、「農業委員会憲章」の唱和を9番 高山吉典委員のご発声にてよろしく願いいたします。

(唱和)

高世主査 それでは、会長よりご挨拶をお願いいたします。
会 長 おはようございます。

秋作業ということで、稲刈りについては、平野部は大体終わったようですが、山間部はまだまだのようであります。9月に稲刈りが始まってから、なかなか晴れの日が続かなくて、いろいろと苦勞していると思っています。

自民党高市総裁が決まったわけでありましたが、公明党が離脱したことで、次の首相を誰にするか、かなりもめているようです。その辺については毎日報道になっており、状況が刻一刻変わっていると。誰が首相になるか分かりませんし、農業政策が大きく変わることは多分ないと思いますが、農業が持続されるような政策を進めていただきたいと思います。

米沢地域農業再生協議会で米の生産の目安をどうするかと話があって、示せるか示せないか、どういう考えでやっていくのかを県からいろいろ聞き取りをしたいとあったようですが、国自体が増産しろと言うだけで何の政策も示していない。民間の在庫は、今年は60万トンくらい、それよりも収量が多いという予想であり、230万トンくらいになるのではないかと。民間の在庫の適正は、90万トンから200万トンあたりではないかと言われていて、それを超えとなると米価が暴落する。210万トンを超え、米価が1万円台になったときもありました。1万円台というのは卸が買う値段だから、生産者はまだまだ低いだろうし、そういうことが過去には発生しております。

J A全中の山野会長が、備蓄米の買戻しをして米価暴落防止対策を要望したのですが、買う買わないを決めるのはまだ早いのではないかと、小泉農水大臣は明確に返事をしませんでした。農水省においては値段が高いから備蓄米を買う必要もないのではないかと、完全に価格操作をするために備蓄米を利用するようなことまで話をしていると。そして国は、対策というのは何も示していないのに増産をしろと。ただ増産しろということを行っているということではありますが、売れるか売れないか分からないものをどんどん作って在庫にするような、そんな会社はないと思う。在庫を抱えて商売するような人は誰もいないと思います。農業だけはそれで良いとはならないので、その辺も国がきちんと政策を打ち出して、そして増産するならばと。ある程度の目安を示していただきたい。増産するので米が余ったら農家自身で対応し

ろと、責任を転嫁するような政策では困ります。その辺についても注視しながら、農業委員会としてもいろいろな意見を出していかなければならないと思っておりますので、よろしく願いいたします。

本日は大変ご苦勞さまでございます。

高世主査

ありがとうございました。

それでは、議事に移りますが、総会の議長は米沢市農業委員会会議規則第4条の規定により会長が務めることになっておりますので、会長に議事の進行をお願いいたします。

議 長

それでは、議事を進行させていただきます。

本日は全員出席であります。よって、本日開催の米沢市農業委員会第27回定例総会は成立をいたしました。

今回の議事録署名委員には、19番 桐澤林右衛門委員、2番 我彦正福委員を指名いたします。

続いて、審議に入りますが、議案の訂正や議事運営について事務局からありませんか。

高世主査

(挙手)

議 長

高世主査。

高世主査

議案の訂正をお願いいたします。

5ページ、議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、でございますが、一番下の合計件数が「3件」になっているところを「1件」に訂正をお願いいたします。

議 長

「3件」になっているのを「1件」に訂正をお願いいたします。

それでは、議事を進めます。

初めに、報第1号 非農地証明の報告について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査

(挙手)

議 長

瀧口主査。

瀧口主査

報第1号 非農地証明の報告について。下記の土地について、農地及び採草放牧地のいずれでもないことを証明しましたので報告します。

受理番号23号から26号の計4件で、証明しました地目別の筆数及び地積は、田5筆 2,439.00㎡、畑2筆 82.91㎡、合計7筆 2,521.91㎡です。

受理番号23号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から宅地への転用です。利用状況は、昭和55年頃より建物敷地として利用しているものです。

受理番号24号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表

示と地積につきましては記載のとおりです。田から山林原野への転用です。利用状況は、平成11年頃より耕作していないものです。

受理番号25号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。田から宅地への転用です。利用状況は、平成12年頃より住宅敷地の一部として利用しているものです。

受理番号26号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。田から山林原野への転用です。利用状況は、平成13年頃から耕作していないものです。

以上、よろしく申し上げます。

議 長
全 委 員
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないので、以上で報第1号 非農地証明の報告について、を終わります。

次に、報第2号 農地法第5条の規定による申請に対する許可処分について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査
議 長
瀧口主査

(挙手)

瀧口主査。

報第2号 農地法第5条の規定による申請に対する許可処分について。このことについて、下記のとおり処分しましたので報告します。

1、米沢市農業委員会総会における農地転用許可案件。令和7年9月17日開催の第26回米沢市農業委員会定例総会で審議されました農地法第5条の案件について、受理番号19号は一般社団法人 山形県農業会議の常設審議委員会に関わるものなので、許可相当と認める旨の答申書の日付以降で許可する必要があります。また、当案件は都市計画法の開発行為の手続を併せて行っているため、開発行為許可日との調整も必要となります。よって、常設審議委員会からの答申書が令和7年9月22日付であること、開発行為許可日が令和7年9月30日付であることから、下記の日付で許可しました。受理番号19号 事業者 ○○○○の1件、許可日 令和7年9月30日。

以上、よろしく申し上げます。

議 長
全 委 員
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないので、以上で報第2号 農地法第5条の規定による申請に対する許可処分について、を終わります。

次に、報第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

丸田主査
議 長

(挙手)

丸田主査。

丸田主査 報第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について。農地の賃貸借の合意による解約が成立したと下記のとおり通知がありましたので、その確認を得るため委員会に報告いたします。

受理番号15号の計1件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりとなります。申請のありました筆数及び地積は、田のみ5筆 1, 142.37㎡です。

受理番号15号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議 長 ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、以上で報第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について、を終わります。

次に、議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

丸田主査 (挙手)

議 長 丸田主査。

丸田主査 議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記農地について、農地法第3条の許可申請がありましたので、その可否を求めるため委員会に付議します。

受理番号39号から41号の計3件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりとなります。申請のありました筆数及び地積は、田30筆 20, 693.52㎡、畑17筆 4, 198.00㎡、合計47筆 24, 891.52㎡です。

受理番号39号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号40号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号41号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議 長 この件について調査された委員は、調査結果を報告してください。

それでは、受理番号39号から41号を上程いたします。

初めに、39号。

3 番 (山王堂民衆委員 挙手)

議 長 3番 山王堂委員。

3 番 3番 山王堂です。受理番号39号の調査結果について報告します。渡人、受人、土地の表示等は議案書記載のとおりです。受人に話をお聞きしまして、渡人が〇〇にお住まいで遠いものですから、誰か作る人がいないかということで前から探しており、このたび新規就農4年目の方にあっせんをしてもらいました。この方は△△から移住してきてまして、奥さんの実家が〇〇にあります。本人の意思を確認しまして、これからは畑で野菜、ソバ等を作ると言っていましたので、許可相当と判断いたしました。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 続いて、40号。

2 番 (我彦正福委員 挙手)

議 長 2番 我彦委員。

2 番 2番 我彦です。受理番号40号についての調査結果を報告します。所在地番、貸人、借人は記載のとおりです。10月2日に借人の△△△△さんに行ってお話を聞いてきました。今までずっと借りていたんですが、今回、〇〇さんのお父さんの〇〇さんが亡くなり、遺産相続で貸人の〇〇さんが引き継ぎました。△△さんは3年くらいまた作ってみようかなということで、自分が体力があれば作りたいということで、継続してこれからもなるべく作りたいということでした。問題ないと思われまので、よろしくお願いたします。以上です。

議 長 続いて、41号。

5 番 (宮崎雅文委員 挙手)

議 長 5番 宮崎委員。

5 番 5番 宮崎です。41号の案件に関しまして調査結果を報告します。場所は記載のとおり下花沢1丁目の土地ということで、花沢運輸代行社のやや南側の住宅街の一角にある農地です。渡人、受人とも記載のとおりであり、受人の△△さんは隣接する土地で自家用野菜などを栽培しており、〇〇さんが土地を売却されたいということで、一緒に耕作される予定のようです。9月30日、現地確認をしまして、申請代理人である行政書士の〇〇さんにお話を伺いまして、記載のとおりということでありま。問題ないかと思いま。よろしくお願いたします。

議 長 それでは、ただいまの受理番号39号から41号について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、受理番号39号から41号について、許可することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、は議案書のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査 (挙手)

議 長 瀧口主査。

瀧口主査 議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について。次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請がありましたので、審議を求めるため委員会に付議します。

受理番号20号の計1件で、申請のありました地目別の筆数及び地積は、田のみ2筆 454.77㎡です。

受理番号20号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は、宅地分譲の造成のためです。こちらは都市計画法の用途地域内の第3種農地です。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

議 長 この件について調査された委員は、調査結果についての報告をしてください。

それでは、受理番号20号を上程いたします。

5 番 (宮崎雅文委員 挙手)

議 長 宮崎委員。

5 番 5番 宮崎です。受理番号20号の件に関しまして調査結果を報告します。こちら地図がありますのでご覧いただければと思います。所在地は○○ということで、米沢ドライビングスクールのやや北側にある住宅街の一角の土地です。渡人と受人と記載がありますが、受人の△△△△は、不動産会社です。併用地と今回申請のある三角の農地、現在休耕という形ですが、草刈り等はきれいになされておりまして、こちらを一緒に使って住宅2軒ほどの分譲をしたいという内容です。こちら9月30日に、現地を確認しまして、事前着工等もなく、また今回の内容に関しまして行政書士の○○さんに内容を確認しまして、問題ないと思われまして、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 それでは、ただいまの受理番号20号について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、受理番号20号について、許可することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、は議案書のとおり許可することに決定いたしました。

以上で1の提出議案についての審議は終了いたしました。

続いて、2のその他に移ります。

農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に関する要項の見直しについて、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

高世主査
議 長
高世主査

(挙手)

高世主査。

農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に関する要項の見直しについて、を説明いたします。

6ページでございますが、令和8年度農業委員、農地利用最適化推進委員の改選に伴い、農地利用最適化推進委員選任に関する要項について下記のとおり変更したいので委員会に付議いたします。

改正理由及び効果、米沢市農業振興組合と米沢市農業委員会の活動地区を統一することで農地管理、保全、情報伝達・情報集約等により農地利用の最適化が図られる。

選任の根拠法令、米沢市農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に関する要項。

根拠法令条項、候補者の推薦及び募集の第2条、法第19条第1項の規定による推進委員の候補者の推薦及び募集の方法は、次のとおりとする、その下から一部省略をいたしまして、2の前項の推薦及び募集は、農業委員会の活動地区を基本とする。農業委員会の活動地区（11地区）。旧市地区・上長井地区・万世地区・広幡（矢子を含む。）地区・六郷地区・塩井地区・三沢（田沢、~~矢子~~を含む。）地区・窪田地区・山上地区・上郷地区・南原地区。

このように変更したいということで、下の米印でございますが、変更承認を求める箇所、従前の内容を消去する部分は取り消し線により見え消しで表記し、追加する部分は下線をつけて表記しています。

よろしく願いいたします。

議 長
全 委 員
議 長
全 委 員
議 長

それでは、ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないので、議案書のとおり変更することに異議ありませんか。

異議なし。

異議がないので、農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に関する要項の見直しについて、は議案書のとおり変更することに決定をいたしました。

続いて、皆様から何かご発言等ございませんか。

全 委 員
議 長

なし。

ないようですので、2のその他を終了し、以上で本日の第27回米沢市農業委員会定例総会を閉会いたします。

閉 会 午前9時52分

以上、会議の顛末を記載し、相違ないことを認め、ここに署名する。

令和7年10月15日（水）

米沢市農業委員会

議長

小関 善隆

議事録署名委員

桐澤 林右衛門

議事録署名委員

我彦 正福